

ID: 341

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	措置の決定
例規名 根拠条項	名寄市企業立地促進条例施行規則 第9条
例規番号	令和4年規則第19号

【根拠条文】

(措置の決定)

第9条 前条第1項の規定による課税の免除の申請があったときは、当該申請書その他の書類を審査し、課税免除の決定をしたときは、課税免除決定通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

2 前条第2項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書その他の書類を審査し、補助金交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

【基準】

根拠条文及び名寄市企業立地促進条例第5条の規定による。

(措置の内容等)

第5条 市長は、前条第1項の規定により市長の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）に対し、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより措置を行うものとする。

(1) 課税の免除 別表第2の左欄に掲げる課税の免除の対象となる事業所の区分に応じ、同表の中欄に掲げる固定資産について、同表の右欄に定める割合の範囲内で課税の免除を行う。

(2) 助成 別表第3の左欄及び中欄に掲げる助成の種類及び助成の対象となる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額以内の額を補助金として交付する。

2 課税の免除又は指定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 補助金の交付時期は、規則で定める。

別表第2（第4条、第5条関係）

課税の免除の対象となる事業所	課税の免除を行う 固定資産税	課税の免除
事業所のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内における同法第24条の規定により、過疎地域内において製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（同法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（同法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつて新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、過疎地	その事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物又はその敷地である土地に対する固定資産税	操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3か年度分に限り、課税を免除する。

<p>域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）に定める場合に該当するものと認められるもの</p>		
<p>事業所のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第26条の規定により、承認地域経済牽引事業計画に従って行う地域経済牽引事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）で定めるものを同意促進区域内に設置した事業者が該当するものと認められるもの</p>	<p>当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税</p>	

別表第3（第4条、第5条関係）

助成の種類	助成の対象となる事業所	補助金の額
事業所設置助成	<p>事業所のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの</p> <p>(2) 新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもので、かつ、当該工場等の新設、移転又は増設に伴い増加する常時雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が5人以上のもの。ただし、事業所のうち、植物工場を立地する場合にあっては、工業団地内又は工場適地内に限る。</p>	<p>(1) 当該事業所に係る投資額の100分の30に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）</p> <p>(2) 当該事業所に係る投資額の100分の30に相当する額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）</p>
用地取得助成	<p>（日々雇い入れられる者を除く。）の数が5人以上のもの。ただし、事業所のうち、植物工場を立地する場合にあっては、工業団地内又は工場適地内に限る。</p>	<p>(1) 当該事業所に係る用地を取得する額の100分の30に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）</p> <p>(2) 当該事業所に係る用地を取得する額の100分の30に相当する額（その額が4,000万円を超えるときは、4,000万円）</p>
事業所賃借料助成	<p>事業所のうち、新設に伴って次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 事業所に在住する常時雇用者の数が5人以上であるもの</p> <p>(2) 当該事業所の面積が80平方メートル以上であるもの</p>	<p>事業を開始した日から2年の各年において、それぞれ当該事業の用に供するため、1年間支払った事業所新設に係る賃借料の100分の50に相当する額（その額が1年につき500万円を超えるときは、500万円）。ただし、事業所設置助成・用地取得助成の</p>

名寄市 条例適用申請に対する処分個票

		措置の対象となる場合は、その限度額の範囲までとする。
環境施設整備助成	事業所のうち、新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの	当該事業所の環境施設整備に係る事業費の100分の30に相当する額（その額が100万円を超えるときは、100万円）
雇用奨励助成	事業所のうち、新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの	新たに採用した常時雇用者の数に、1年につき30万円を乗じた額を2年間補助する。
標準処理期間	30日	
備考		
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日 令和4年7月29日